

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月19日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

養徳学舎改修基本計画策定業務

(2) 業務の目的

奈良県では、養徳学舎の有効活用の観点やポテンシャルの高い立地条件等を鑑み、「東京で学んで、奈良に戻ってきて活躍してもらえる人材」や「奈良に愛着を持ってもらい、奈良に戻らなくても奈良の発展に寄与してもらえる人材」を育成できるような施設としていくために養徳学舎の整備を行う。令和6年度に有識者を交えその活用方針について検討し、養徳学舎活用案を取りまとめたところ。

本業務では、当該施設・設備の改修に向け、活用案を踏まえて基本計画を策定する。

(3) 業務の内容

活用案を踏まえて、以下の項目について検討・調査分析・資料作成等を行い、基本計画書（概要版を含む）を具体的に立案・作成する。

①養徳学舎改修基本計画の策定

②パース図の作成

(4) 委託上限額

13,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

4(2)により配布する 養徳学舎改修基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 提案者の参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規

定による会社更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- （6）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- （7）平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （8）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- （9）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- （10）役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- （11）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- （12）上記（10）及び（11）に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- （13）次のいずれかに該当する者

①奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有している者で、過去10年以内（平成27年4月1日以降。以下同じ。）に完了した、公共施設の改修又は建設に係る基本計画策定業務の履行実績（国又は地方公共団体が発注したもの）を有する者

②奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建築士事務所登録のある者で、過去10年以内に完了した、公共施設の改修又は建設に係る基本計画策定業務又は基本設計業務の履行実績（国又は地方公共団体が発注したもの）を有する者

なお、共同企業体（JV）による参加の場合は、以下のとおりとする。

ア 共同企業体の全ての構成企業が上記（1）から（12）の要件を満たしていること。

イ 共同企業体のうちいずれかの構成企業により、上記（13）及び下記（14）の要件を満たして

いること。

ウ 1 事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら、単独で参加申込みすることはできない。

エ 代表となる構成員及び構成員を変更することはできない。

(14) この業務を行う期間中、管理技術者、担当技術者を配置すること。なお、管理技術者に建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士を配置すること。

管理技術者は担当技術者を兼務できない。ただし、担当技術者のうち電気・機械分野に限り兼務できるものとする。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 提案者の参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁本庁 5 階）

奈良県総務部知事公室 政策推進課 広域調整係

電話番号：0742-27-8306（直通）

FAX 番号：0742-22-8012

E-mail：seisakuc@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 実施要領及び仕様書の配布

令和 7 年 6 月 19 日（木）から令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 3 時までの間に、4（1）の担当課及び奈良県政策推進課ホームページにて配布する。

ただし、担当課における配布は、正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 32 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。

- (3) 説明会

本プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

- (4) 参加表明書の提出

4（2）により配布する実施要領に示すところにより、令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時 00 分までに提出すること。

- (5) 企画提案書等の提出

4（2）により配布する実施要領に示すところにより、令和7年7月11日（金）午後5時00分までに提出すること。

（6）質問の受付

4（2）により配布する実施要領に示すところによる。

（7）資料の閲覧

4（2）により配布する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の（2）により配布する実施要領に示すところにより、提出された企画提案資料等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を行い評価基準に基づき評価する。

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

（2）本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

（3）提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

（4）その他、詳細は4の（2）により配布する実施要領及び仕様書に示すところによる。